

議長（滝内久生君） 次は、質問順位3番、1つ、部活動地域移行について、2つ、ヤングケアラーに対するその後の進捗状況について。

以上2件について、4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

4番（渡邊照志君） 清新会の渡邊です。議長の通告により一般質問をさせていただきます。

1、部活動地域移行について質問させていただきます。

文部科学省は2020年9月、公立中学校の休日の部活について、23年度以降運営主体を地域に移す方針を決定しました。

外局のスポーツ庁は、運動部活動の主体を学校から地域社会に移す改革を2023年から25年の3年間で集中的に推進することを市町村の自治体などに働きかけることとなりました。

3年間をめどに休日の運動部活動を地域活動に移行していくことで、子どもたちがスポーツを継続して親しむ機会を目指すとともに、教師の業務負担を補うためとしています。

ちょっと古いんですが、文部科学省が2016年、勤務時間を調査した結果、中学校の教師の6割近くが「過労死ライン」の月80時間以上の残業をしていたといます。精神疾患を理由に休職している教師も、当時、年間5,000人に上り、大変な職場の1つとなっております。

なぜ先生はそんなに忙しいのかの質問に、まずは授業時間の増加と部活動の指導が挙げられます。調査の年度は、これも同じく16年度となりますが、10年前と比べ中学校では1週間の勤務時間が5時間増えていました。休日の部活動の指導時間も倍増し、さらに今となっては、いじめやコロナ禍の対応などにも時間を取られています。

ただし、これだけ残業が増えても教職員給与特別措置法では、基本給の4%を上乗せする代わりに、特別なケース（修学旅行、災害対応等）を除き、残業代は支払わないとしております。授業準備やテストの採点、当然部活動指導などには特別なケースには該当せず、幾ら働いても残業は出ません。

2019年には授業準備や部活動も含めた残業時間を「上限付き45時間」とする法改正が行われましたが、残業に対する見直しはされませんでした。

ここで、1つ、リアルな事例を紹介します。運動部ではありませんが、一例として紹介させていただきます。

北関東の公立中学校で計11年間教員生活を送っていた30代の夫は、この春、職場を小学校に変えました。吹奏楽部の顧問を続けることが難しくなり、異動を希望していました。「育児に関わるのは私だけ。部活で家族が犠牲になるのはおかしい」妻百合子さん（仮名）は1

歳から5歳の息子3人の子育てに追われる中、ずっと悩んでいました。夫は吹奏楽の経験はなく、学生時代は運動部に所属していたが、校内でただ1人の音楽教師のため、顧問を任せられました。

コンクールや地域の演奏会が毎月のように入っているため、オフシーズンはない。日々の練習を欠かせば演奏の息が合わなくなるといい、平日は朝練習で午前7時前に自宅を出、放課後は部活動が終わり、生徒が学校を離れてから授業計画の作成や学級担任として保護者対応などがありました。夫が帰宅したときには息子たちは眠りについていることが多かったといます。

「子どもたちに当たるのはやめて」ふだんは面倒を見ない夫が強い口調で子どもたちに接したことをきっかけに、夫婦げんかもしばしば。次第に夫婦の会話も減っていきました。最終的にこのままでは家庭崩壊につながるということで、夫婦で話し合い、部活動のない小学校に異動希望を提出し、翌年春から小学校に転勤したとの記事でした。

私も多くの先生方と知り合いがありますが、何人かの夫婦が離婚したと聞いております。本人は生徒たちのためと一生懸命部活動を頑張っていたつもりでしたが、やはり大会が近づくと、土、日曜日でも休まず、部活動をしていたため、特に核家族の夫婦にとっては家庭のことには関われなかったことが大きな原因の1つだと聞いております。

平日は2時間以内、休日は3時間とし、1週間の休養日を2日以上（土日のいずれかを含む）とするガイドラインを全国に通知しました。

下田の中学校においては、水曜日と土日のどちらかを休みにして、週5日間部活動を行っているそうです。

学校部活動の改革スケジュールの23年度は、休日の部活動の段階的な地域移行を開始予定。可能な地域では平日の地域移行も並行して進めるといいます。

25年度末までに休日の部活動の地域移行に向けた推進計画を全都道府県で作成、この3年間を「運動部活動の改革集中期間」としています。

下田においては、下田中学校は開校され、陸上の短・中・長距離の部活が地域のクラブに移行され、先駆けとして話題を呼びました。

そこで、お伺いします。

半年後に迫ったこの改革案に対して、市当局ではどのような考えをもって進めていくのか、次の点についてお伺いします。

1つ、教職員の部活動の実情について、いかに把握しているのか。2、移行先の選定につ

いて。3、指導者の選考方法について。4、指導者の資格の有無について。5、移行先、及び指導者の学校との関わりについて。6、クラブ顧問と指導者の意思疎通について。

以上、半年先の課題で、回答まで期間が少ない中、下田ではなかなか難しい課題ですが、よろしく御回答をお願いいたします。

次に、ヤングケアラーに対するその後の進捗状況について質問させていただきます。

昨年6月に質問させていただきましたヤングケアラーについて、その後の進捗状況について、再度質問させていただきます。

まず、ヤングケアラーの定義とは、「家族にケアを必要とする人がいるために、家事や家族の世話をしている18歳未満の子ども」のことです。

当時、ヤングケアラーという言葉や意味を知らない方がたくさんいたと思いますが、今ではマスコミにも取り上げられ、ほとんどの方が知ることとなりました。

当時、ケアラーに対する私の様々な質問に対し、福祉事務所、学校教育課より回答いただきました。昨年的一般質問より1年2か月過ぎたとき、私がなぜこのヤングケアラーに対し進捗状況を質問するかの理由の1つに、たまたま昨年、この問題を取り上げた後に、議会事務局を通じ、市内の方から「私の息子はヤングケアラーです」というファクスを頂きました。

この家庭ではお母さんが障害者で、御自分では文章も書くこともままならないようで、その後の私とのファクスのやり取りについては、いつも最後には代筆介護者と書かれておりました。初めはその代筆の介護者というのがヘルパーの方かと思いましたが、最近のファクスで、介護者が子どもさんという形の情報をつかみました。この息子さんがケアラーだったのです。その後、県障害者特定支援事業所オリブの方から、この家庭の様子を電話で伺いました。詳細は控えますが、大変苦労しているとのこと。1日でも早い何らかの支援を心待ちにしているとのこと。それを受けて、進捗状況を聞くに至りました。

まず、福祉事務所からは、昨年は子ども自身が誰にも相談できず、また、表面化しにくく、相談や支援が難しい問題であると思います。一般の方にもあまり認識されていないことと、行政の支援窓口が明確でないことも課題であり、現在、国のほうでも、政策や制度をつくり直しているところです。

下田福祉事務所においても、この問題について取り組む必要性を感じており、福祉サービス機関と民生児童委員などから情報をいただき、現状を把握したいと考えており、ヤングケアラーという言葉の認知度を上げていくために、各機関、部署と検討していきたいとの回答でした。

また、学校教育課のほうからは、ヤングケアラーの問題は教育現場でも今後実態把握と支援を進めなければいけない問題です。学校では児童生徒の心の悩みや不登校、虐待を含む家庭の問題など丁寧に把握し、支援するよう努めております。障害や病気のある家族の介護や世話といった問題は児童生徒が1人で抱え込み、悩んでいる可能性もあることから、教職員にヤングケアラーについて周知するとともに、アンケートの実施、児童生徒の相談窓口の周知などの取組を進め、この問題は福祉事務所との連携が不可欠であることから、把握したヤングケアラーについての情報を福祉関係機関につなぎ、適切な支援を受けることができるよう努めますとの回答でした。

以上が昨年私の6月のヤングケアラーの質問に対する回答でした。

その後、どのように進んできたのか、まだ新たな政策がなされていないのか、その進捗状況についてお伺いします。

また、静岡県においては、「静岡県ヤングケアラーに対する支援策」を検討するため、県内全域において「静岡県ヤングケアラー実態調査」を実施しました。幅広く調査を行うため、小学校5、6年生498校、全中学校290校全学年、義務教育学校1校全学年、全高校138校全学年にアンケートを実施し、927校のうち913校、23万5,458人の回答を得ました。調査期間は令和3年11月24日から令和4年2月3日まで、調査の方法は「ヤングケアラー実態調査票」を各学校に送付し、学校を通じて児童生徒本人が回答し、各学校を通じて県が回収しました。

結果については、学校を通じて全て回収をしたため、下田市の児童生徒の状態はいかなる結果だったのか、教育委員会では把握できなかったと聞いております。

このアンケートの結果が「静岡県ヤングケアラー実態調査の概要」として令和4年6月、静岡県健康福祉部と、こども未来局こども家庭課より発表されました。この回答では、およそ全体の22人に1人が家族のケアをしているとの結果が出ております。

その中の子どもたちの主な意見についてを紹介してみたいと思います。

まず、ケアに対する意識の結果、1、学校生活などへの影響・負担について。

母子家庭のため、家事など負担することはしょうがないことだと思っていましたが、アンケートにより、自分がそのことをどう思っていたかを自覚することができました。（中学1年生女子）

家族のためにやることはいいことだけど、たまには休息が欲しい。（中学1年女子）

進路変更がよかった。（高校3年男子）

欠席扱いとなり進級に影響する。学校の理解がない（高校3年男子）

2、やりがい・当たり前行動について。

お母さんが大変だから特にきつくない。(小学校6年女子)

自分が少しでも母の役に立てればと思っているので、特につらさはありません。(中学1年女子)

家の方針で家事や兄弟の世話は当たり前となっています。(高校3年女子)

ケアを必要とする家族の状況については、妹が障害を持っているので世話をしている。(小学校5年生男子)

僕は病気の母のためにいろいろやってあげている。お父さんにアルコールやギャンブルをやめてほしい。(小学校6年生男子)

障害のある弟の面倒を見ているが、幸せだからきついとは思わない。(中学2年生男子)

ヤングケアラーに必要だと思う支援・要望について。

1、支援について。

ヘルパーさんのような人がいてくれるとありがたい。(中学2年女子)

金銭的な支援が欲しい。(中学3年女子)

2、相談場所について。

相談する場所を増やせばいいと思う。(小学校6年生男子)

身近に簡単に相談できるようスマホでのアプリ、サイトがあると、あまり直に話さなくても相談ができると思う。(中学3年女子)

ケアをしている人同士で交流したりして「私だけではない」という意見を持たせることも大事なのかなと思った。(高校3年生男子)

3、ヤングケアラーの理解について。

もっとヤングケアラーのことを知ってほしい。ヤングケアラーの授業をしてほしい。(中学2年女子)

もっと地域や市からの支援をしていくことが必要だと思う。(中学3年女子)

4、積極的な支援について。

1人で抱え込んでしまい精神的にきつくなってしまう人が多いと思うので、悩み事を聞くことがよいと思う。(中学2年女子)

以上がこのアンケートに関わった子どもたちの意見です。

また、本年7月8日に県健康福祉課へ連絡したところ、担当者の回答は、ヤングケアラーに関しては、具体的にはどのような支援ができるのか検討している段階です。最終的の支援

策は市の政策になるとのことでした。よって、これらの結果を踏まえ、御回答をお願いします。

以上です。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長（山田貞己君） まず、数々の教職員の勤務実態への御理解ありがとうございます。

改革案に対する考え方ということで、私から、まず御回答申し上げたいと思います。その後、ヤングケアラーの件についてということで。

部活動につきましては、生徒の自主的、主体的な参加、また、学習意欲の向上や責任、連帯感の涵養に資するものというようにありまして、学校教育の一環として、学習指導要領に規定された活動で、生徒にとってはスポーツ、文化等の活動機会が得られるとともに、教科、学習とは異なる集団で活動することによって、人間形成のよい機会にもなっています。

教員の長時間勤務の要因や、指導経験のない活動の指導にどうしても当たらなければならない等の変さとか過大さはありますけれども、教員の献身的な勤務によって支えられているというのが実情でもあります。

運動部活動の地域移行に関する検討会議からの提言では、渡邊議員のおっしゃるように、休日の移行の目標時期を令和5年度の段階的な開始から3年後の令和7年度末とすること。それから、令和5年度からの3年間を改革集中期間として位置づけて、全ての都道府県において、具体的な取組やスケジュール等の推進計画の策定をし、それを基に各市町村においても同様に進めていくというふうにされております。

また、地域の受け皿となるスポーツ団体等の整備充実や、スポーツ指導者の質、量の確保、そして、方策、会費等、課題になっている事項の在り方を示す運動部活動の在り方に関するガイドラインの改定が予定されております。また、運動部に限らず、文化庁もスポーツ庁と足並みをそろえるというふうにしております。

今後、このガイドライン等を基に、御質問いただいた項目を含めて、これまで学校が担ってきた役割に代わる受け皿として、地域がどのように担うことができるのか。下田中学校も統合初年度ということもありまして、スタートしたばかりの部活動の活躍ぶりもじっくりと見守りながら、教員の意識、また、生徒、保護者のニーズを参考に、関係各課、学校、関係団体との協力、協議を進めていきたいと考えております。

部活動の実情等については、後ほどまた担当課長から申し上げます。

続いて、ヤングケアラーにつきましてでございます。

ヤングケアラーにつきましては、成長著しい時期である義務教育において、子どもたちの健やかな成長を守る意味でも、大変重要な課題であると考えております。子どもたちが抱える負担は実に多岐にわたっております。そのため、当該児童生徒の生活において、学習や友人関係に支障が出たり、自分の健康状態に影響が出たりすることが懸念され、生徒指導上出現する様々な状況把握の中から、この実態が見えてまいりました。潜在の実態が浮き彫りになったということです。

渡邊議員からの報告にありました子どもたちの意見のように、子ども本人としても、ケアを受けている家族としても、ヤングケアラーと位置づけられることが、果たして適切なのかの戸惑いも見られています。家族の状況によって捉え方も様々です。

そんな実情を踏まえて、今後の方策の基本的な押さえとして、児童生徒の多様な問題傾向の中には、その問題発生の要因の1つとして、このヤングケアラーが潜在している可能性もあるということを指導者、そして、大人が認識する必要があります。現在、いじめ、それから不登校、虐待等に対応するために、生徒指導関係の対策協議会が随時行われています。専門家も入っておりまして、必要に応じ早い段階でケース会議も開催して、子どもや家庭の置かれている状況を共有し、個々に応じた支援に結びつけています。

今後、この協議の場に、ヤングケアラーについての情報交換も含めながら、これまで進めてきた体制の精度を一層高めていくという考え方で、関係諸機関とともに実態把握と解決につなげてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、この後、担当課長から、それから、福祉事務所長から申し上げます。以上でございます。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、部活動の地域移行の関係、それから、ヤングケアラーに関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず、部活動の地域移行につきましては、現在下田中学校では、地域部活動として開設している競走部を含め、運動部12部活動、文化部3部活動、合わせて15部活動を開設しており、教員29名のうち、校長、養護教諭を除く27名が顧問、副顧問として指導に当たっております。顧問教員の配置は、男女卓球部、軟式野球部の3部活動では、顧問1名と兼務の副顧問1名、その他の11部活動では、顧問、副顧問を1名ずつ配置し、地域部活動として開設した競走部につきましては、学校との連携役として教頭を配置しております。

部活動の活動時間等は、下田市部活動ガイドラインに基づき、水曜日及び土曜、日曜のいずれか1日を活動休止日とした週5日間、平日2時間程度、休日は3時間程度としています。実際の平日の活動時間につきましては、おおむね開始が15時50分、終了が3月から9月までは17時15分、10月から2月につきましては16時15分となっており、朝練習は実施していない状況でございます。

また、移行先の選定、指導者の資格や選考方法などにつきましては、今年度、改定が予定されているガイドライン等を参考に、学校、体育協会や競技団体、生涯学習課などによる組織を立ち上げ、協議、検討を進めていく予定でございます。

次に、ヤングケアラーに関する学校教育課における対応状況についてでございます。

1点目は、教職員への周知についてです。

これまで国、県から通知や資料の配布などを通し、ヤングケアラーの概念等について周知を行ってきました。今後、さらに理解を進めるため、福祉事務所で計画をしている研修会への教職員の参加、及び各校の生徒指導主任を対象とした研修会の開催を予定しております。

2点目は、小中学校児童生徒の実態把握についての取組です。

本年度、各校で行ういじめや生活に関するアンケートにヤングケアラーに関する項目を設け、10月までに実施をすることとしております。このアンケート結果を参考に、ヤングケアラーの心配のある児童生徒を把握し、支援につなげることができるよう対応を進めてまいります。

3点目は、相談窓口の周知です。

本年7月、電話、LINEにより対応する県のヤングケアラー相談窓口が開設され、チラシやカードを配布し、周知を行っております。また、生徒児童ができるだけ相談しやすい仕組みをつくる必要があると考えており、児童生徒に配布されているタブレットを活用し、相談につなげられる仕組みの検討を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

学校教育課長（平川博巳君） 私からは、地域移行に伴う指導者の現状対応について答弁をさせていただきます。

今後の部活動の地域移行に向けて、地域の実情を把握するため、体育協会及び中学生以下が所属しているスポーツ団体に指導者の有無などの調査を実施いたしました。まだ回答をいただいていない団体もありますが、資格保持者が1人、または、いない団体も少なくありま



せん。そのため、スポーツ指導者の育成も含め、総合型地域スポーツクラブの設立など、今後、部活動の在り方に関するガイドラインの改定内容を踏まえつつ、新たな子どもたちのスポーツ活動を推進するための施策に取り組みながら、運動部活動の地域移行に対応できる体制づくりに努めていきたいと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（芹澤直人君） 私のほうからは、ヤングケアラーに関する御質問にございました関係部署が連携した取組の進捗状況等についてお答えをいたします。

まず、連携体制でございますけれども、学校教育課、市民保健課、福祉事務所の3課で情報を共有し、相談から支援につなげる体制を整えました。

ヤングケアラーは、家庭内の状況や子ども本人の負担がどれほど重いのかなど、実態を把握することが困難であることや、その世帯に対して多岐にわたる支援が必要と推察されることから、思い悩む子どもたちに早く気づき、助けを求める声を聞く機会をできるだけ多く用意するとともに、相談を受けたら、個別の事情に応じた適切な支援につなげる必要があります。このため、学校教育課、市民保健課、福祉事務所のそれぞれが相談窓口となり、ヤングケアラーの把握に努めるとともに、情報を相互に共有することで、その家庭に合った支援サービスに即時につなげていくよう、協力連携をまいります。

この3課の協力連携、情報の一元化には、要保護児童対策地域協議会に倣い、福祉事務所が統括的な立場で関わることとなりますけれども、今後も3課で協議を重ね、先進事例も参考にするなどしまして、より実効的な体制となるように努めてまいります。

そのほかの取組といたしましては、7月から8月にかけて、小中学校と連携した啓発チラシ等の配布を行いました。ヤングケアラーについて関心を持ち、正しい理解を深め、困っていることを解決する手だてがあるということについて、広く周知することが必要となりますので、今後は子どもの年代に合った内容の広報ツールの配布のほか、静岡県のコーディネーター派遣制度を活用した民生児童委員等、地域の方に向けた研修事業など、独自の啓発の方策も進め、当事者だけでなく、周りの子どもたちや地域の大人にも向けた啓発の拡充にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） 部活動に関する御回答は、まずはありがとうございました。

下田市にはこの地域移行は大変難しい問題だと思います。また、ガイドラインの改定ができない前での質問になりますが、1、部活動の地域移行についての回答では、今後、様々な事項の在り方を示す運動部活動の在り方に関するガイドラインの改定がなされるということで、それがある程度示されてから、市は政策を示すという考えと受け取りました。

ただ、静岡市を例にとってみますと、既に静岡県で静岡市の部活動の活を取って「シズカツ」と銘打って、委員会を立ち上げ、活動を始めており、指導者の選定については、技術だけではなく、生徒の指導や資格の有無などの議論をしているとのこと。

下田市においても、先ほどの回答にもありましたが、あと半年もすれば立ち上がってくるこの問題について、早期に委員会を立ち上げて、前もって検討できる事案については、話し合っていくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

2、指導者の資格がない団体が多いとのことでしたが、県のほうでスタートコーチという資格を取れるあれを設立、新設をしました。講習はオンラインのみで19時間、受講料は1,980円、登録料、ちょっとかかりますが1万3,000円だと聞いております。この件に対して補助ができないでしょうか。

3、指導者を探す上で、やる気のある若い先生に対し、地方公務員法で公立中学校の教員は兼業を禁じられていますが、任命権者、例えば教育長、校長の許可があれば認められるといますが、その考えはいかがでしょうか。

4、定年退職をした部活動経験者の先生の活用も重要であるといえます。ある程度、父兄とのコミュニケーションを取ることでもできるし、学校職員の大変さも理解できているので、選考の一助となるのではないのでしょうか、お伺いします。

5、下田市においては、スポーツクラブと名のつく団体が少ない。まず皆無じゃないかと思っております。生涯学習課長より回答のあった総合型地域スポーツクラブの設立については、大いに期待するところであります。その概要について、分かる範囲で結構ですが、説明をお願いします。

以上、改めて質問します。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、部活動の関係でお答えをさせていただきます。

まず、早期に委員会を立ち上げて、検討すべきではないかという御提案をいただきました。現在、学校教育課、生涯学習課、それから学校におきまして、現状の把握であったり、選考事例の調査であったりを進めているところでございます。

今後、そのガイドラインの改定を待つということではなく、検討組織の早期立ち上げに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

それから、教員の兼業につきましてでございます。

休日の部活動に従事することを希望する教員につきましては、地方公務員法や教育公務員特例法等の規定に基づきまして、教育委員会の許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能とされております。教員の申請によりまして、教育委員会が兼職兼業の許可を行うに当たりましては、学校運営への影響でありましたり、教員の健康管理の観点でありましたり、そういったものにも十分留意して判断することとしております。

それから、部活動経験のある退職教員の活用という部分につきましては、受け皿となります運営団体及びその指導者の確保という課題に対しまして、そういった退職教員の活用も有効な取組の1つであると考えております。

今後の協議、検討の中で、その運営団体と退職教員とのマッチング等の仕組みについても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

学校教育課長（平川博巳君） それでは、私からは、指導者のその資格の取得に伴う受講料等への補助ということですが、ただ、そちらに関しては、今後、また設立予定の協議会等で検討していきたいというふうに考えております。

もう1点の総合型地域スポーツクラブということですが、こちらはもう総合型スポーツクラブということで、いろんなスポーツが経験、今までですと、1つのチームだと1種目というのが、いろんなのが経験できるよというところはメリットだと思いますので、非常にそういうふうな設立がよいのではというふうに考えているんですが、県内下では、概要など細かいことはまだ定まっていないような状況となっております。

今回、うちのほうで委嘱しています地域おこし協力隊の活動内容の1つに、この設立というのが位置づけられていますので、今現在、ちょっとスポーツ合宿だとか、大会の誘致で非常に頑張ってくれていますので、そちらのほうと調整をしながら、関係者で取り組んで、設立に向けて準備をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） まずは、土日、休日の関係を1日、土日の関係で先生方が大変なも

んで、その辺のところを1日3時間の関係でとありますけど、それを地域へと移行したいと。それが進んでいけば、放課後のやつも全部という形になると思うんですけど、まず、土日を含めた休日の指導に関しては、自分が思うには、現在、有志というんですか、ある程度子どもたちのために無償でやっている団体もあるみたいなんです、実際のところ。例えばバレーボールにしてみても、要するに、自分がバレーを好きなもんで、学校が終わった後に、週に2回ぐらいなんですけど、学校の体育館へ集めて指導をしていると。指導といっても、なかなか若い先生の、優秀な先生の例えば指導に関しては、なかなか追いつかないところもありますよね。ある程度、年齢のこともありますし、20歳、30歳のばりばりの先生が考えていることと、今までずっとやってきて、40年でやってきた方法とは大分違うかもしれないですけど、教員の働き方の関係で、そここのところを補ってやるという形になれば、そう細かくしなくてもできるんじゃないかと。要するに、つなぎとして、子どもたちを見てやるよ、見てやりたいという形の方が結構いますもんで、その辺のところもまた考えの中に1つ入れてもらえればありがたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、ヤングケアラーの関係なんですけど、教育長、ありがとうございました。まず、昨年の回答に比べ、発展的な回答をありがとうございました。

ヤングケアラーに関しては、大変難しい問題です。ケアラーの悩み事について、ケアをしている児童生徒は学校を遅刻し、早退してしまう。宿題、勉強をする時間がない。睡眠が取れないなどを訴えることが多いと思いますが、先ほどの統計を見てびっくりしたんですが、家族のためにケアをすることが当たり前と。それとか、負担にならないと思っている児童生徒が70%、これだけ多くの子どもたちが、要するに、うちのためにやるのは普通だと。そんな苦痛にならないよという形のものの数字が出たのに関しては、大変驚きました。回答の中に様々なケースに応じた支援、サービスに即時につなげていくように、協力連携をしていくという言葉いただきました。

福祉事務所長からは、当時、ヤングケアラーの問題について取り組む必要を感じており、また、ヤングケアラーという言葉の認知度を上げていくための検討をしていきたいというのが1年2か月前の回答でしたが、今回の回答では、学校教育課、市民保健課、福祉事務所の3課で情報を共有し、相談から支援につなげる体制を整え、それぞれの課の職員がヤングケアラーを理解し、この3課がそれぞれ相談窓口になり、その家庭に合った支援、サービスにつなげていけるよう、協力連携をするという回答いただきました。

また、小中学校にケアチラシの配布を実施し、ケアラーに対する正しい関心、理解を高め

るため、様々な啓発活動を子どもたちだけでなく、地域の大人に向けても発信することを取り組むとの回答を得、心強く思っています。

教育長からは、児童生徒本人としても、本当にこのとおりなんですが、ケアを受けている家族としても、ヤングケアラーと位置づけられることが適切か否か、本当に難しいところですとの回答をいただきました。教育長がおっしゃっているとおり、本人が自覚していても、家族から他言をすることを止められていることも考えられます。そのために、児童生徒の一挙一動を指導者、大人が見逃さないように注視する必要があると思います。

8月4日のSHKさんの番組で、教育長がヤングケアラーについて熱く語っていたことが印象的でした。ありがとうございました。

学校教育課長からは3つの回答をいただきました。今後、ヤングケアラーのさらなる理解のための研修への職員の参加、各校の生徒指導主任の研修会の予定、それに加えて、ヤングケアラーに関しても、アンケートに加えて調査をしていただけると。10月頃にはこれを行いたいという形のをいただきました。それに関しても、やっぱり地元として、そういう実際の形態、今、どんな形になっているかというのはつかまえておくことも大変必要だと思いますので、ぜひその辺の結果は、先ほどの県の関係は全部返しちゃって、県のほうで回収しましたもんで、全然残っていないという形ですから、ある程度、その辺のところを教育委員会のほうでつかまえておいてもらえればなと思っております。

それと、各学校で行うアンケートにヤングケアラーの項目の今の話ですね。それとタブレットを活用し、相談につなげる仕組みの検討、そういった形のを教育委員会、福祉事務所が連携し、また、市民保健課も一緒に、ヤングケアラーに対し確実に様々な取組、政策を考えていただいていることは十分評価できます。様々な生活を考えていただいていることは十分評価しています。

最後に、ヤングケアラーに関して授業をしてほしいという、先ほどの2年生の言葉がありました。ケアラーの児童生徒一人一人が認識を確認するためにも、ぜひこの授業をしてほしいと思います。その授業を学校のほうでもらって、ヤングケアラーとはこういうものだよという形のを子どもに言っていただければ、もう少し、下手をすると、下田はパーセンテージが上がるかもしれないですが、ぜひその授業をやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 教育長。

教育長（山田貞己君） ヤングケアラーに一石を投じていただいたことを非常にありがたい

なというふうに思います。

ヤングケアラーに関する授業ということで、今、御意見ございましたけれども、このことについては、ヤングケアラーに該当をしていなくても、ヤングケアラーという言葉の曖昧な捉え方が独り歩きしないように、全ての子どもたちにやっぱりアプローチは必要であるというふうに考えています。

今、お話ありましたけれども、ヤングケアラーに特化した授業が、現在のカリキュラムの中でもう年間計画が立てられていますので、そのカリキュラムの中で可能かどうか、設定できるのか、各学校の実態に即して進められることだというふうに思いますけれども、今の道徳の教科化がされているわけで、特別の教科、道徳の中で生かす1つの教材として設定して、実施していくことなども1つの方法というふうに考えられると思います。

道徳ですと、発達段階に応じて違いますけれども、主として、自分自身に関する事、人との関わりに関する事、社会や集団との関わりに関する事、その中で、例えば親切、思いやり、感謝、相互理解、勤労の精神、家族愛、家庭生活の充実、よりよい学校生活、よりよく生きる喜び、年間を通して指導すべき内容項目決まっていますが、そこにこの授業者がヤングケアラーというものをどう関わらせていくか、学級の状態によって異なってくると思います。

ただ、学級の実態によっては、控えなければいけないなという判断もあろうかと思えますけれども、そんな周知も含めて、一番近くの現場でこの大きな、しかも繊細な問題に直面している教師、それから授業者が指導する上での戸惑いを払拭する、そのような内容もあって、先ほど課長が申しあげましたヤングケアラーに絞った研修会、これも設定しております。その研修の場で教職員への理解ですとか、周知、指導の仕方、授業での取扱い方、そんなことも方向性が見いだされるというふうに考えています。

補助のことについては、担当課より回答いたします。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 4番 渡邊照志君。

4番（渡邊照志君） 今のその授業に関してですが、授業をすることで、家庭でこういうことをしている生徒のことをヤングケアラーというんだよという形のものを分からせてあげることで、自分自身がケアラーと気づく第一歩となれば、効果があったことになると思います。それによって、ヤングケアラーに関しましては、早く気がついてやるのが大事、必要だと思います。そして、どのような支援が最適か、市当局と相談してもらうことが、家族にとっ

でも、ケアラー自身にとっても、一番の近道だと思います。

今回は丁寧な回答をいろいろありがとうございました。

これをもって一般質問を終わります。失礼します。

議長（滝内久生君） これをもって、4番 渡邊照志君の一般質問を終わります。